

市第93号議案

横浜市地域療育センター条例の一部改正

横浜市地域療育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 横浜市地域療育センター条例（昭和60年 6 月横浜市条例第 19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 4 条第 2 号中「又は第27条第 1 項第 3 号」を削る。

第 5 条の 2 第 1 項中「知的障害児通園施設又は肢体不自由児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条第 2 項を削る。

第10条第 1 号を次のように改める。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（法第21条の 6 の規定により利用する場合を除く。）は、法第21条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）に係る費用の額及び法第21条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は法第 21 条の 5 の 28 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規

定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

第10条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別表中「横浜市南区」を「横浜市中区及び南区」に改める。

第2条 横浜市地域療育センター条例の一部を次のように改正する

。

第10条第1号中「若しくは同条第3項」を「、同条第3項」に改め、「ものを除く。）」の次に「若しくは同条第5項に規定する保育所等訪問支援」を加え、「又は法第21条の5の28第2項」を「、法第21条の5の28第2項」に改め、「算定した額」の次に「又は法第24条の26第2項の規定により定められた法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に係る費用の額」を加える。

附 則

この条例中、第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い関係規定の整備を図るとともに、横浜市中部地域療育センターの機能を拡充強化するため、横浜市地域療育センター条例の一部を改正したいので提案する

。

参 考

横浜市地域療育センター条例（抜粋）

| | |
|----|-----|
| 上段 | 改正案 |
| 下段 | 現行 |

第 1 条 関係

（施設）

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。

）第 43 条に規定する 児童発達支援センター
知的障害児通園施設

(2) 法第 43 条の 3 の規定による肢体不自由児通園施設

(2) (本文省略)

(3)

（利用者）

第 4 条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

（第 1 号省略）

(2) 法第 21 条の 6 又は第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置を受けた児童

（第 3 号及び第 4 号省略）

（利用の承認）

第 5 条の 2 児童発達支援センター
知的障害児通園施設又は肢体不自由児通園施設を利用しようとする児童の保護者は、第 7 条第 1 項に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。

2 センター（横浜市中部地域療育センターを除く。）において

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規

定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。

）を利用しようとする児童の保護者は、第 7 条第 1 項に規定す

る指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第 10 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（法第 21 条の 6 の規
知的障害児通園施設又は肢体不自由児通園施設を利用する
定により利用する場合を除く。）は、法第 21 条の 5 の 3 第 2
場合（法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により利用する場合を除
項第 1 号の規定により定められた法第 6 条の 2 第 2 項に規定
く。）は、法第 24 条の 2 第 2 項の規定により定められた法第
する児童発達支援若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童
7 条第 4 項に規定する知的障害児通園施設支援又は同条第 6
発達支援（医療に係るものを除く。）に係る費用の額及び法第
項に規定する肢体不自由児施設支援に係る費用の額及び法第
第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額
24 条の 2 第 1 項に規定する特定費用の実費相当額の範囲内
の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は法第
指定管理者が市長の承認を得て定める額
21 条の 5 の 28 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規

定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

(第 2 号省略)

- (3) センター（横浜市中部地域療育センターを除く。）におい
て児童デイサービスを利用する場合（法第 21 条の 6 の規定に
より利用する場合を除く。）は、障害者自立支援法第 29 条第
3 項の規定により定められた児童デイサービスに係る費用の
額及び同条第 1 項に規定する特定費用の実費相当額の範囲内
で指定管理者が市長の承認を得て定める額

- (3) 前 2 号
(4) 前 3 号

額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

別表（第 1 条第 2 項）

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|--------------------|
| (省 略) | |
| 横浜市中部地域療育センター | 横浜市中区及び南区 横浜市南区 |
| (省 略) | |

第 2 条 関 係

(利 用 料 金)

第 10 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。）は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、法第 21 条の 5 の 28 第 2 項又は法第 21 条の 5 の 28 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額、又は法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に係る費用の額

(第 2 号 及 び 第 3 号 省 略)